防衛省防衛監察本部オープンカウンター方式実施要領(令和2年2月17日) の一部改正について

1 改正の趣旨

(1)電子入札の導入

物品調達等において、政府電子調達システム(GEPS)による電子入札、 見積合わせを行うことを原則とする。ただし、電子メール、郵送、持参 等による見積書提出も可能とする。

(2) 見積書における押印の廃止 見積書における押印を廃止する。

(3) 参加資格の変更

見積合わせの参加資格を、全省庁統一規格のC又はD等級に格付けされた事業者又は全省庁統一規格の参加資格を有しない中小企業のうち一定の要件を満たす事業者とすることを原則とする。なお、A又はB等級に格付けされた事業者については、このような事業者による見積合わせが不調となる場合等には参加できるものとする。

- (4) 契約保証金を原則として免除とすること 契約保証金は、原則として免除とする。
- (5) 政府電子調達システムの利用要領に合わせた改正 政府電子調達システムを利用する場合の要領に合わせ、見積書の再提 出(差し替え) や見積合わせ結果に関する問い合わせを可能とする。

(5) その他

オープンカウンター方式に参加する者に対して「入札及び契約心得」 (平成28年6月24日・防衛省防衛監察本部)の関連規定の適用があることを明確化する。

2 施行日

令和3年4月1日